

Title	宇都宮鼎著 財政学
Sub Title	
Author	
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.2 (1913. 4) ,p.408(192)- 410(194)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130422-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

し、内國會社と外國會社支店との區別を設け、各種保險會社の現状及び營業成績の統計を掲ぐ。又卷頭には生命、火災、海上、運送、信用、汽罐、保險事業の最近五ヶ年間に於ける比較圖と保險會社財産分布圖とを挿む。全篇題目に英譯を施し、總てアラビック數字を用ゆ。英譯は概して無難なり。

本書に載する統計は皆各保險會社より徴したる報告に據ると云ふ。

宇都宮財 政 學 第一卷及 第二卷

大正二年二月東京有斐閣
第一卷七百十六頁 定價二圓二十錢
第二卷七百五十九頁 定價二圓二十錢

本書は我經濟學界にて罕れに見る浩翰なる著書にして、全部は四卷より成り、其中今回發刊せられたるは第一卷及び第二卷なるが、第三卷は本年秋期に上梓せらるべく、第四卷の發行期日は未定なりと。第一卷は總論及び本論の一部

第一編國家歲出論并に第二編國家歲入論中第一部官業收入論及び第二部租稅論の第一款租稅論を載す。第二卷は國家歲入論の殘餘、即ち租稅各論を收む。本年秋期發行せる、筈なる第三卷は公債論と豫算論とを載する豫定にして、他日出版せらるべき地方財政論を收むべしと云ふ。

本書は第一卷及び第二卷に於て紙を費すこと千四百六十餘頁なる大著なれども、著者自身も告白せらるゝ如く、何等財政學上斬新なる學説を公表せず、又統計資料等の豊富なるにも拘らず、斯學上有力なる研究と認むべきものなく、唯本書は普通の財政學教科書の順序を以て、在來の學説を解説したるに過ぎざるもの、如し。

又本書に於て解説せる學理及び學説は主として獨逸の學者の唱へたるものにして、時としては著者は獨逸の學者を尊敬するの餘勢として、其學説の内容を問はずして、之を尊重引用せらるゝの傾向あるは惜むべし。

本書は理論財政學書としては斯學に多くの貢獻を爲すものに非ずと雖も、其の載する所の財政史上の事實及び統計は大に參考に資すべきものあり。著者が歲入歲出の各項目に亘りて世界強國に於ける財政立法史、財政史上の事實及び豊富なる統計を聚集し、各強國の財政狀態を對照して、各國財政の發展と現状とを通覽するの便を與へられたるは吾人の大に多とせざるべからざる所なると同時に資料收集上に於ける著者の努力と手腕とに敬服せざるを得ず。本書の如く、財政學の實際方面に關して豊富なる研究材料を提供せる財政學書は稀れに見る所なりと謂つべし。本書の長所は實に此點に存すと云ふべく、從つて本書は財政學の研究者、殊に實際的方面の研究者に取りて一好參考書たるを失はず。

如何なる著書と雖も、讀者に對して著者の癖が多少不快の念を與ふるの傾向を有するものな

きことは止を得ざるの事なるが、本書は一層其傾向著しきものありて存するを虞る。著者は獨逸を畏敬せらるゝの傾きありて、獨逸以外に論ずるに足る國家なしと思惟せらるゝが如き印象を讀者に與ふることあり。又著者は政府萬能主義及び陸軍萬能主義を奉せらるゝもの、如くにして、盛んに民主國を痛罵せり。

此著者の癖は著書の内容にも影響を及ぼし、國防に關して費す紙數は六十頁を算するに拘らず、内政に關しては紙を割くこと僅かに十六頁なり。著者は國防を以て内政よりも遙かに重要なものと思惟せらるゝが如し。現在及將來の國民の經濟的能力に大影響を及ぼすべき衛生に關しては僅かに一頁に満たざる六行の記述を試みたるに過ぎず。今日世界の大問題と爲りつゝある勞働者の保護に就ても筆を走らすこと僅々六行。將來に於ける國家、國民の運命を左右すべき大問題なる教育に就ても、紙を分つこと三

頁に過ぎず。而かも其論旨は教育反對論とも見
るべきものなり。美術獎勵に關しては著書の注
意は二行の範圍を出でず。

要するに、本書に於て著者が單に學理の説述
に止まらずして、實際的方面に亘りて讀者の參
考と爲るべき研究を遂げられたるは頗る吾人の
感謝に値するものなり。唯憾らくは著者の個人
的嗜好が聊か本書の價値を傷けたることを。

村松光 銀論

明治四十五年四月寶文館發行
大判六一八頁 定價一圓八十錢

本書は東京高等商業學校教授關一氏の編纂に
係る經濟學商業學研究叢書の第一冊にして、全
書を前編と後編とに分ち、前編に於て賃銀學説
を論じ、後編に於て賃銀政策を説く。前編は更
に分ちて九章となし、賃銀基金説、賃銀鐵則説、
新賃銀基金説、殘餘請求學説、限界効用學説、

社會主義者の賃銀學説、需要供給學説、コンラ
ード及シユモラーの學説を順に説明し、且つ逐
一之に批評を加へ、最後の第九章に於て著者は
賃銀決定の法則に關する自己の意見を述べ。後
編賃銀政策之を第一部賃銀制度、第二部賃銀確
保政策及び第三部賃銀戰爭及其解決法に分つ。
第一部賃銀制度の下に論ずる所は時間賃銀及個
數賃銀制度、團體拂賃銀制度、賞與制度、從價
昇降制度、利潤分配制度にして、第二部賃銀確
保政策は更に分ちて、賃銀支拂保證策、最低賃
銀、行政官廳及地方團體の賃銀政策と爲し、次
に第三部賃銀戰爭及其解決法に於て賃銀戰爭、
勞働協約及び勞働爭議解決の機關を論ず。

本書の前編即ち賃銀學説の部は賃銀に關する
主なる學説を擧げて、簡明に之を説述す。され
ば前編は一個の賃銀學説史としては、有名なる
各學者の學説を網羅せるに非ざるを以て、聊か
缺くる所なきにしもあらざれども、各學説に對

する代表的學者の所論を擧げたるを以て賃銀學
説に關する一般的知識を得るには好參考書と謂
つべし。

後編賃銀政策の部に於ては勞働者階級の利益
を計る諸種の制度に關する一般の概念と諸國に
於て是迄採り來りたる又は現に應用されつゝあ
る方法を詳説せるを以て後編も亦頗る看るに足
るべきもの多し。否、本書の特色は前者賃銀論
よりは寧ろ後者賃銀政策の部に在りて、紙數の
割合より論ずるも、全書の本文六百〇二頁中前
編は百六十八頁を占むるに過ぎざるに反し、後
編は其殘部四百五十頁に亘れるを以て、本書は
名けて賃銀論となせども、寧ろ賃銀政策論と稱
するを可とすべきにあらざるや、本書の行文は
流暢にして、専門の學術書としては頗る、讀易
き書物なり。賃銀に關する種々の學説を列舉批
評せる後、著者自身が與へたる結論は左の如し。
賃銀決定の法則は要するに勞働の給付に對する

雇主の評價及雇主の支拂能力の綜合關係を最高
標準とし、次に賃銀に對する勞働者の評價と勞
働者の生活費用の綜合關係を最低標準とし是等
上下の兩限界内に於て幾多の經濟的並に非經濟
的原因に依りて常に左右せらるゝ動態現象にし
て、千變萬化容易に端倪す可からざるものあり。
前記最高最低兩標準の限界内に於て賃銀を左
右するもの、中にて經濟的原因は左の如し。

- A. 雇主の數及勞働需要高 是れは(一)市場
の盛衰、(二)土地の大小並に資本の種類
分量及金融の緩急、(三)企業心の強弱及
技術の進歩如何、(四)生産組織の良否に
由りて定まるべし。
- B. 勞働希望者の數及勞働供給高 此兩者は
(一)勞働力の多少、(二)勞働心の強弱、
(三)企業の盛衰、(四)勞働の品質仕事の
性質(四)勞働者團結の有無に由りて定ま
るものとす。